



Title	＜翻訳＞中華民国（台湾）「国民法官法」
Author(s)	胡，逸維
Citation	阪大法学. 2023, 73(2), p. 56-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/92386
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中華民國（台湾）「国民法官法」

胡 逸 維

中華民國（台湾）においては、2020（民国109）年8月12日に、「国民法官法」⁽¹⁾⁽²⁾が公布され、2023（民国112）年1月1日より施行された。⁽³⁾国民法官制度は、国民が法官と共同して刑事裁判に参加し、司法の可視性を向上させ、国民の正当な法感情を反映しつつ、国民の司法に対する理解及び信頼を増進させながら、国民主権の理念を顕出させることを目的とするものである（同法第1条）。

国民法官制度の対象となる事件は、少年刑事事件及び「麻薬危害抑制条例（毒品危害防制条例）」違反事件を除き、主刑が10年以上の有期徒刑に当たる罪に係る事件、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件のうち、検察官が公訴を提起し、かつ地方法院が⁽⁴⁾管轄する第一審事件に当たるものであり、（国民法官法第5条1項）、その審理は、法官3人と国民法官6人の合議体により行われる（同法第3条1項）。⁽⁵⁾国民法官は法官とともに、対象事件の事実の認定、法令の適用、刑の量定を行う。証拠能力、証拠調べの必要性もしくは訴訟手続に関する判断、または法令の解釈については、法官のみにより行われる（同法第8条、第69条1項）。

国民法官制度の概要・沿革については、劉芳伶「台湾の「国民参与刑事審判法草案」について」刑事法ジャーナル第57号（2018年）48頁以下及び張永宏「国民法官制度——台湾における国民参与裁判の新たな展開と課題——」刑事法ジャーナル第69号（2021年）104頁以下に、控訴制度の概要については、拙著「台湾における刑事控訴制度の成立と展開（2・完）」⁽⁶⁾阪大法学72巻5号（2023年）116頁以下において紹介・検討されているところであるが、制度の全体像を把握し、今後の研究の発展に資するためには、法令の内容をおさえて

中華民国（台湾）「国民法官法」

おく必要があるように思われる。

そこで、以下では、台湾「国民法官法」の全条文を日本語に翻訳することにした。同法の原文については、台湾法令データベース「全國法規資料庫（国民法官法）」<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030320&kw=國民法官>に掲載されたものを参照した。

なお、条文の翻訳、特に訳語の選択に当たっては、松田岳士教授（大阪大学）、王正嘉委員（台湾・国家通訊伝播委員会、中正大学教授）、陳運財教授（台湾・成功大学）から貴重なご意見・ご教示を賜った。この場を借りて御礼申し上げたい。

国民法官法 2020（民国109）年8月12日

第一章 総則（第1条—第4条）

第二章 対象事件及び管轄（第5条—第7条）

第三章 国民法官及び予備国民法官

第一節 通則（第8条—第11条）

第二節 国民法官及び予備国民法官の資格（第12条—第16条）

第三節 国民法官及び予備国民法官の選任（第17条—第34条）

第四節 国民法官及び予備国民法官の解任（第35条—第38条）

第五節 国民法官、予備国民法官及び国民法官候補者の保護（第39条—第42条）

第四章 審理手続

第一節 公訴（第43条）

第二節 基本原則（第44条—第46条）

第三節 整理手続（第47条—第64条）

第四節 公判期日（第65条—第80条）

第五節 終局評議及び判決（第81条—第88条）

第六節 上訴（第89条—第92条）

第七節 再審（第93条）

第五章 罰則（第94条—第103条）

第六章 国民参加審判制度の有効性評価（第104条—第110条）

第七章 附則（第111条—第113条）

第一章 総則

第1条（趣旨）

本法は、国民が法官と共同して刑事裁判に参加し、司法の可視性を向上させ、国民の正当な法感情を反映しつつ、国民の司法に対する理解及び信頼を増進させながら、国民主権の理念を顕出させることを目的とする。

第2条（用語の定義）

本法に掲げる用語の定義は、次の通りとする。

一 国民法官とは、本法により選任され、裁判及び終局評議に関与する者をいう。

二 予備国民法官とは、法院が審理の必要性に応じて、本法により選任し、国民法官がその職務を行うことができない場合に、その国民法官に代わる者をいう。

三 終局評議とは、国民法官法廷が弁論終結後、法官と国民法官がともに、事実の認定、法令の適用及び刑の量定について、評議、評決する手続をいう。

四 国民法官法廷とは、法官3人と国民法官6人により構成され、本法の定めるところにより、国民が加わった事件の審理を行う合議体をいう。

第3条（国民が加わった事件の審理の法廷の組織）

1 国民が加わった事件の審理は、法官3人と国民法官6人により構成される国民法官法廷により行われる。延長を審判長⁽⁷⁾とし、延長がい⁽⁸⁾ない、または延長に事故があるとき、法官のうち職歴の長い者を審判長とし、職歴の長さが同じときは、年長者を審判長とする。

2 中華民国国民は、本法の定めるところにより、国民法官または予備国民法官として、刑事裁判に参加する権利及び義務を有する。

3 国民法官の選任は、偏見、差別、その他の不適切な行為を示す者の選任を避けなければならない。

第4条（法律の適用）

国民が加わった事件の審理については、本法に特段の規定がある場合を除き、法院組織法、刑事訴訟法及びその他の法律を準用する。

第二章 対象事件及び管轄

第5条（対象事件）

1 少年刑事事件及び「麻薬危害抑制条例」違反事件を除き、検察官が公訴を提起し、かつ地方法院が管轄する第一審事件で、次に掲げるものについては、国民が審理に加わらなければならない。

- 一 主刑が10年以上の有期徒刑に当たる罪。
- 二 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪。

2 前項に当たる罪は、起訴状に記載された犯罪事実及び適用すべき罰条によるものとする。

3 検察官が第1項に定める事件ではない事件として起訴し、法院が、第一回公判期日前に、罪名を第1項の罪名に変更すべきであると認めるときは、国民が審理に加わることを決定しなければならない。

4 刑事訴訟法第265条の規定は、国民が審理に加わった事件に適用しない。⁽⁹⁾

5 国民が審理に加わった事件において、被告人が弁護人を選任しないときは、審判長は、公設弁護人または弁護士を指定しなければならない。

6 第1項に掲げる事件の審理について、法院は、専門法廷⁽¹⁰⁾を設置することができる。

第6条（対象事件からの除外）

1 国民が審理に加わるべき事件について、次のいずれかに該当するときは、法院は、職権または当事者、弁護人もしくは補佐人の請求により、当事者、弁護人もしくは補佐人の意見を聴いた上で、国民が審理に加わらないことを決定することができる。

一 国民が審理に加わることによって、公正性を害するおそれがあると認めるに足りる事実があるとき。

二 国民法官、予備国民法官本人もしくはその配偶者、8親等内の血縁、5親等内の姻族または家長、家族の生命、身体、自由、名誉、財産に危害が加えられるおそれがあるとき。

三 事件内容が複雑、あるいは高度な専門知識を要する事件で、審理が長期化する可能性があるとき。

四 被告人が起訴された事実につき有罪の陳述をし、審判長が通常の公判手続を行う旨を告知し、かつ事件の状況により、国民が審理に加わらないことが適当であると認めるとき。

五 その他国民が審理に加わることが著しく適当ではない事由があると認めるに足りる事実があるとき。

2 国民法官法廷が構成された後は、法院は、前項の決定をするには、あらかじめ、国民法官、予備国民法官の意見を聴かなければならない。

3 法院は、第1項の決定をするには、公共の利益、国民法官及び予備国民法官の負担、当事者の訴訟権益の均衡維持を斟酌しなければならない。

4 第1項の決定に対しては、当事者は、抗告をすることができる。抗告中、審判は停止される。抗告法院は、即時決定をしなければならない。抗告法院は、抗告理由があると認めるときは、自ら決定をしなければならない。

5 第1項の規定により、国民が審理に加わらないことを決定した事件について、決定がされる前に法定手続により行われた訴訟手続は、その効力を失わない。

第7条（起訴を併合する事件の取扱い）

1 検察官は、同一被告人について、国民が審理に加わるべき罪と国民が審理に加わるべきではない罪を併合起訴するときは、これら二つの罪を併合し、国民が審理に加わらなければならない。ただし、国民が審理に加わるべきでない罪について、法院は、第一回公判期日前に、当事者、弁護人及び補佐人の意見を聴いた上で、国民が審理に加わらないことを決定することができる。

2 前項の決定に対しては、当事者は、抗告をすることができる。抗告中、審判は停止される。

第三章 国民法官及び予備国民法官

第一節 通則

第8条（国民法官の権利と義務①）

国民法官の職権は、本法に別段の規定がある場合を除き、法官と同様である。

第9条（国民法官の権利と義務②）

- 1 国民法官は、何らの干渉を受けることなく、法律に従い独立してその職権を行使する。
- 2 国民法官は、法令に従い公正誠実にその職務を行い、司法の公正さに対する信頼を損なう行為をしてはならない。
- 3 国民法官は、評議の秘密その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第10条（予備国民法官、予備国民法官の権利と義務）

- 1 法院は、必要と認めるときは、1人ないし4人の予備国民法官を置くことができ、国民法官がその職務を行うことができない場合には、順次予備国民法官がその国民法官の代わりとなる。
- 2 前2条の規定は、予備国民法官に準用する。

第11条（日当、旅費及び必要な費用）

- 1 国民法官、予備国民法官及び通知を受けて出頭する国民法官候補者には、出頭日数に応じて、日当、旅費及び必要な費用を支給しなければならない。
- 2 前項の費用の支給弁法は、⁽¹¹⁾司法院の定めるところによる。

第二節 国民法官及び予備国民法官の資格

第12条（国民法官及び予備国民法官の選任資格等）

- 1 満23歳以上であり、かつ地方法院の管轄区域内に4ヶ月以上継続して居住する中華民国国民は、国民法官、予備国民法官に選任される資格を有する。
- 2 前項の年齢及び居住期間の計算は、国民法官候補者複選名簿が使用される年度の1月1日までとし、戸籍に登録される情報を基準とする。

3 第1項の居住期間の計算は、転入届が提出された日から起算する。

第13条（国民法官等の欠格事由①——法院または検察官の決定等）

次のいずれかに該当する者は、国民法官、予備国民法官として選任することができない。

- 一 公民権が剥奪され、復権されていない者。
- 二 公務員として在職中、免職処分または停職処分を受け、その任用停止期間が満了していない者。
- 三 現役公務員であり、休職、停職処分を受け、その休職、停職期間が満了していない者。
- 四 法により身体拘束されている者。
- 五 検察官により公訴を提起された者、もしくは簡易判決が請求された者、または自訴人により自訴が提起された者で、その判決が確定していない者。
- 六 有期懲役以上の刑の言渡しを受けた者。
- 七 有期懲役以上の刑の言渡しを受け、執行猶予中または執行猶予の期間が満了後2年を経過していない者。
- 八 起訴猶予期間内または満了後2年を経過していない者。
- 九 観察、勒戒または戒治処分を受け、その執行が終了していない、またはその執行終了後2年を経過していない者。
- 十 後見命令または補助命令を受け、その命令が取り消されていない者。
- 十一 破産宣告を受け、または決定により清算手続が開始され、復権していない者。

第14条（国民法官等の欠格事由②——特定の職業等）

次の者は、国民法官、予備国民法官として選任することができない。

- 一 総統、副総統。
- 二 各級政府機関の長、政務人員及び議員。
- 三 政党党務職員。
- 四 現役軍人、警察。

中華民国（台湾）「国民法官法」

五 法官または法官であった者。

六 検察官または検察官であった者。

七 弁護士、公設弁護人または弁護士、公設弁護人であった者。

八 教育部により認定された大学または独立学院の専任教授、副教授、助理教授またはこれらの者であった者で、かつ主要の法律科目の講義をする者。

九 司法院、法務部⁽¹²⁾及びその所属の各機関の公務員。

十 司法官試験、弁護士試験に合格した者。

十一 司法警察官、司法警察。

十二 国民義務教育を終了していない者。

第15条（国民法官等の欠格事由③——事件に関連する不適格事由）

次の者は、当該国民が審理に加わる事件について国民法官、予備国民法官となることができない。

一 被害者。

二 被告人もしくは被害者の配偶者、8親等内の血縁、5親等内の姻族または家長、家族またはこれらの者であった者。

三 被告人または被害者と婚約した者。

四 被告人もしくは被害者の法定代理人、補助人またはこれらの者であった者。

五 被告人もしくは被害者の同居人または被用者もしくは同居人またはこれらの者であった者。

六 被告人の代理人、弁護人もしくは補佐人またはこれらの者であった者の代理人または付帯民事訴訟の当事者の代理人、補佐人であった者。

七 告訴人、告訴代理人、告発人、証人または鑑定人またはこれらの者であった者。

八 捜査または審理に関与した者。

九 その職務を公正に行うことを期しがたいおそれがあると認めるに足る具体的な事証がある者。

第16条（辞退事由）

1 次のいずれかに該当する者は、国民法官、予備国民法官となることを拒むことができる。

一 満70歳以上の者。

二 公立または認可された私立学校の教師。

三 公立または認可された私立学校の在学生。

四 重い疾病、傷害、生理または心理により、国民法官、予備国民法官の職務を行うことが明らかに困難である者。

五 国民法官、予備国民法官の職務を行うことが、心身の健康に重大な影響を与えるおそれがある者。

六 親族の介護、養育により、国民法官、予備国民法官の職務を行うことが明らかに困難である者。

七 重大な災害により、生活基盤に著しく被害を受け、その生活の再建のための要務を行う必要がある者。

八 生活上、工作上、家庭上の重大な事情により、国民法官、予備国民法官の職務を行うことが明らかに困難である者。

九 国民法官であった者、または過去5年以内に予備国民法官の職にあった者。

十 前号に掲げる者のほか、過去1年以内に通知を受け、国民法官候補者として出頭したことがある者。

2 前項の年齢及び期間の計算は、国民法官候補者通知書が送達された日を基準とする。

第三節 国民法官及び予備国民法官の選任

第17条（国民法官候補者数の通知及び名簿の調製）

1 地方法院は、毎年9月1日までに、次年度に必要な国民法官候補者数を推計し、これを管轄区域内の直轄市、県（市）役所に通知しなければならない。

2 前項の直轄市、県（市）役所は、毎年10月1日までに、地方法院の管轄区域内の者で、第12条第1項に規定する資格を有する者のから地方法院に必要な

中華民国（台湾）「国民法官法」

国民法官候補者数をくじで選定し、国民法官候補者初選名簿を調製し、地方法院に送付しなければならない。

3 前項の国民法官候補者初選名簿の調製及び管理方法は、司法院が行政院と協議して定めるところによる。

第18条（国民法官候補者審査委員会の設置）

各地方法院は、国民法官候補者審査委員会を設置し、院長または院長が指定する者は、委員兼委員長とし、残りの委員5人は、院長により、次の者から任命する。

一 地方法院法官1人。

二 地方法院に対応する⁽¹³⁾檢察署檢察官1人。

三 地方法院管轄区域内の直轄市、県（市）役所民政局（処）長またはその者が指名する代表1人。

四 地方法院管轄区域内の弁護士会が推薦する弁護士代表1人。管轄区域内に弁護士会がない場合、全国弁護士連合会によりこれを推薦することができる。

五 前号以外の地方法院管轄区域内の学識経験者または公正中立な者1人。

第19条（国民法官候補者審査委員会の権利と義務）

1 国民法官候補者審査委員会の職権は、次の通りである。

一 直轄市、県（市）役所が調製した国民法官候補者初選名簿の正確さを審査すること。

二 国民法官候補者が第13条または第14条の規定に該当するかどうかを審査すること。

三 国民法官候補者複選名簿を調製すること。

2 国民法官候補者の審査委員会は、前項の審査をするために必要がある場合、情報の収集及び調査をすることができる。関連情報を保管する機関は、これに協力しなければならない。

3 前2項の国民法官候補者の審査委員会の審査手続、情報の収集、情報の調査及びその他の職権の行使弁法は、司法院の定めるところによる。

4 国民法官候補者の審査チーム委員及びその他関与した者は、職務上知り得た個人情報について秘密を漏らしてはならない。

第20条（国民法官候補者への通知）

地方法院は、国民法官候補者複選名簿の調製が終了した後、書面をもって各名簿に記載をされた各国民法官候補者に通知しなければならない。

第21条（呼び出すべき国民法官候補者の選定）

1 国民が審理に加わる事件について、法院は、公判期日の訴訟手続前に、国民法官候補者複選名簿からくじで当該事件の審理に必要な国民法官候補者を選定し、さらに必要な調査を行い、第12条第1項に規定する資格を有しないかどうか、または第13条ないし第15条に規定する事由の有無を審査し、第12条第1項に規定する資格を有しない、または第13条ないし第15条に規定する事由がある者を消除しなければならない。

2 前項により、国民法官候補者数が当該事件の審理に必要な員数に満たない場合、法院は、前項の規定によりこれを選定し、審査し、補充しなければならない。

第22条（国民法官候補者の呼出し）

1 法院は、国民法官の選任期日の30日前に、書面をもって国民法官候補者に選任期日に出頭する旨を通知しなければならない。

2 前項の通知は、国民参加審判制度概要説明書、国民法官候補者調査票とあわせて送付しなければならない。国民法官候補者は、当該調査票に真実かつ正確に記載し、選任期日の10日前に、法院に返送しなければならない。

3 前項の説明書及び調査票に記載すべき事項は、司法院の定めるところによる。

4 法院は、第2項の調査票の送付を受けた後、必要な調査を行い、第12条第1項に規定する資格を有しないもしくは第13条ないし第15条に規定する事由がある者、または第16条に規定する事由があり、かつ被選任者となることを拒む

申立てをした者を消除し、その者に通知しなければならない。

第23条（国民法官候補者名簿の送付及び検閲）

1 法院は、国民法官の選任期日の2日前に、出頭すべき国民法官候補者名簿を検察官及び弁護人に送付しなければならない。

2 法院は、国民法官の選任手続を行うため、出頭すべき国民法官候補者の調査票を弁護人及び弁護人の検閲に供しなければならない。ただし、抄録または録画をしてはならない。

第24条（国民法官選任手続の列席者等）

1 法院は、国民法官の選任期日について、当事者及び弁護人に通知しなければならない。

2 被告人は、選任期日に立ち会わないことができる。法院は、適当でないと認めるときは、被告人の立ち会いを禁止し、または制限することができる。

第25条（国民法官選任手続の方式等）

1 国民法官の選任手続は、公開しない。検察官、弁護人が出頭しないときは、その手続を行うことができない。

2 法官は、国民法官の選任手続の続行のため、次に出頭すべき日時、場所及び出頭しないときの処罰を通知し、調書に明記したときは、通知の送達があった場合と同一の効力を有する。

第26条（国民法官候補者に対する質問等）

1 法院は、第27条の手続を行うため、いつでも、職権または検察官、弁護人の請求により、出頭した国民法官候補者に質問をすることができる。

2 前項の質問は、法院が適当であると認めるときは、検察官または弁護人が直接これを行うことができる。

3 前2項の質問について、法院は、状況によって国民法官候補者全員、一部の者または個別にこれを行うことができる。また、その質問は、一回のみに限

られない。

4 国民法官候補者は、第1項、第2項の質問に対して虚偽の陳述をしてはならず、正当な理由なく陳述を拒むことができない。

5 国民法官候補者は、選任期日に関与したことによって知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 法院は、第一回の質問をする前に、国民法官候補者に前2項の義務及び義務に違反した場合の法律効果を告知しなければならない。

第27条（国民法官候補者の不選任の決定等）

1 国民法官候補者が第12条第1項に規定する資格を有しない、第13条ないし第15条に規定する事由があり、または第26条第4項の規定に違反したときは、法院は、職権または当事者、弁護人の請求により、不選任の決定をしなければならない。ただし、弁護人は、第15条第9号の規定により請求をするに当たっては、被告人の明示の意思に反してはならない。

2 法院は、国民法官候補者が第16条に規定する事由があると認め、かつ被選任者となることを拒む申立てをした者について、不選任の決定をしなければならない。

第28条（理由を示さない不選任の請求）

1 検察官、被告人及び弁護人は、前条に規定する手続が終了した後、特定の国民法官候補者について、理由を示さずに不選任の決定の請求をすることができる。ただし、検察官、被告人及び弁護人の双方は、それぞれ、4人を超えてはならない。

2 弁護人の請求は、被告人の明示の意思に反してはならない。

3 検察官、被告人及び弁護人の双方から第1項の請求をするときは、交互にこれをし、かつ、まず、検察官がこれを請求する。

4 第1項の請求について、法院は、不選任の決定をしなければならない。

第29条（国民法官等の選任手続①）

- 1 法院は、前2条の手続が終了した後、出頭した国民法官候補者で不選任の決定がされなかった者から、くじで6名の国民法官及び必要な員数の予備国民法官を選出しなければならない。
- 2 予備国民法官が選出された後、国民法官に代わる順序を定めなければならない。

第30条（国民法官等の選任手続②）

- 1 前条の選出方法のほか、法院は、必要と認め、かつ検察官、弁護人の同意を得たときは、出頭した国民法官候補者のうちから一定数を先立って選出し、この順序を定め、第27条、第28条の不選任の決定をすることができる。選出された国民法官候補者で不選任の決定がされなかった者について、必要な員数に至るまで定められた順に国民法官、予備国民法官を決める。
- 2 法院は、必要な員数の国民法官及び予備国民法官を選出するため、前項の手続を繰り返すことができる。
- 3 前条第2項の規定は、前2項について準用する。

第31条（国民法官等の選任手続③）

国民法官候補者数が選出すべき国民法官または予備国民法官の員数に満たないときは、法院は、直ちに国民法官または予備国民法官の一部を選出することができず、あらためて選任手続を行わなければならない。

第32条（抗告）

選任手続に関する決定に対しては、抗告をすることはできない。

第33条（個人情報データベースの使用等）

地方法院は、第12条第1項、第13条ないし第15条に規定する事項の調査を行うため、個人情報データベースによる自動チェックを利用することができ、管理及び維持をする機関は、これを拒むことができず、さらに一括検索プラットフォーム

フォーム及びアクセス権限を提供しなければならない。

第34条（選任手続弁法の制定）

選任手続に関する必要な事項の弁法は、司法院の定めるところによる。

第四節 国民法官及び予備国民法官の解任

第35条（職権または請求による国民法官等の解任）

1 国民法官、予備国民法官が、次のいずれかに該当するときは、法院は、職権または当事者、弁護人、補佐人の書面の請求により、これを解任する決定をしなければならない。

一 第12条第1項に規定する資格を有しない、または第13条ないし第15条に規定する事由があるとき。

二 本法の規定による宣誓をしないとき。

三 選任手続における質問に対して虚偽の陳述をし、引き続きその職務を行わせることが適当でないと認めるに足りるとき。

四 本法の規定により全過程の公判期日の訴訟手続、終局評議に関与せず、引き続きその職務を行わせることが適当でないと認めるに足りるとき。

五 審判長の指揮に従わないことによって公判期日の訴訟手続または終局評議の進行を妨げ、引き続きその職務を行わせることが適当でないと認めるに足りるとき。

六 司法の公正さに対する信頼を損なう行為または保持すべき秘密事項を漏らし、引き続きその職務を行わせることが適当でないと認めるに足りるとき。

七 その他国民法官、予備国民法官の責めに帰することができる事由があり、引き続きその職務を行わせることが適当でないと認めるに足りるとき。

八 やむを得ない事由があることによってその職務を行わせることができない、または適当でないとき。

2 法院は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者、弁護人及び補佐人の意見を聴き、さらに国民法官または予備国民法官に意見の陳述の機会を与えなければならない。その手続は、公開しない。

3 第1項の決定に対しては、当事者、弁護士及び補佐人は、取り消し、さらに決定をする請求をすることができる。

4 前項の請求に対しては、同法院の他の合議体により決定をし、手続が終了するまで、訴訟手続を停止しなければならない。

5 前項の決定について、法院は、即時決定をしなければならない、請求に理由があると認めるときは、原決定を取消し、自ら決定をしなければならない。

6 第4項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第36条（国民法官等の申立てによる解任）

1 国民法官、予備国民法官は、選任された後に生じた第16条第1項第4号ないし第8号に規定する事由のいずれかがあることにより引き続きその職務を行うことが明らかに困難であるときは、書面をもって法院に対し、辞任の申立てをすることができる。

2 法院は、前項の請求に理由がないと認めるときは、却下する決定をし、理由があると認めるときは、解任する決定をしなければならない。

3 前項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第37条（国民法官等が不足する場合の措置）

1 国民法官、予備国民法官が前2条の規定により解任され、国民法官の員数に不足が生じた場合において、予備国民法官によりこれに代わり、予備国民法官の員数に不足が生じた場合において、定められた順序の予備国民法官によりこれに代わる。

2 国民法官に代わる予備国民法官がないときは、法院は、あらためて選任手続を行い、これを補充しなければならない。

第38条（国民法官等の職務の終了）

次のいずれかに該当するときは、国民法官、予備国民法官の職務は、終了する。

一 判決を言い渡したとき。

二 第6条第1項の規定により、国民が審理に加わらない決定が確定となつ

たとき。

第五節 国民法官、予備国民法官及び国民法官候補者の保護

第39条（不利益取扱いの禁止）

国民法官、予備国民法官が職務を行う期間または国民法官候補者が通知を受け、出頭する期間について、その所属機関（構）、学校、団体、会社、工場は、公休を与え、さらに国民法官、予備国民法官もしくは国民法官候補者であることまたはこれらであったことを理由として、何らかの職務上の不利益を与えてはならない。

第40条（国民法官等を特定するに足りる情報の取扱い）

- 1 特段の規定がある場合を除き、何人も、国民法官、予備国民法官及び国民法官候補者の個人資料保護法第2条第1号に規定する個人情報⁽¹⁴⁾を公にしてはならない。
- 2 国民法官、予備国民法官及び国民法官候補者の個人情報の保護方法、期間、範囲、処理及び利用等の事項の弁法は、司法院が行政院と協議して定めるところによる。

第41条（国民法官等に対する接触、連絡の規制）

- 1 何人も、審判に影響を及ぼす目的で、いかなる方法によっても国民法官、予備国民法官または国民法官候補者に接触または連絡してはならない。
- 2 何人も、国民法官、予備国民法官もしくは国民法官候補者またはこれらの者であった者に対し、法律により保持すべき秘密事項を詮索してはならない。

第42条（職権または請求による国民法官等の保護のための措置）

法院は、職権または当事者、弁護士、補佐人、国民法官もしくは予備国民法官の請求により、国民法官、予備国民法官に対し、必要な保護の措置を講じることができる。

第四章 審理手続

第一節 公訴

第43条（公訴の提起）

1 国民が加わった事件の審理について、検察官は、公訴をするときは、管轄法院に起訴状を提出し、一件記録及び証拠物を一括して送付してはならない。

2 起訴状には、次の事項を記載しなければならない。

一 被告人の氏名、性別、生年月日、身分証明書類番号、住所もしくは居所またはその他識別に資するに足りる特徴。

二 犯罪事実。

三 適用すべき罰条。

3 前項第2号の犯罪事実は、日時、場所及び方法をもって特定する。

4 起訴状には、法院が事件につき予断を生ぜしめるおそれのある内容を記載してはならない。

5 刑事訴訟法第161条第2項ないし第4項の規定は、国民が審理に加わった事件に適用しない。⁽¹⁵⁾

第二節 基本原則

第44条（強制処分及び証拠保全等に関わる事項）

1 起訴後、第一回公判期日前における強制処分及び証拠保全に関わる事項は、本案の審理に関与しない管轄法院法官による。ただし、管轄法院法官の員数不足によって、本案の審理に関与しない法官によることができない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合は、法官は、当該強制処分の審査に係りのない陳述または証拠を受理し、またはこれらの提出を命じてはならない。

第45条（国民法官等の負担に対する配慮）

法官、検察官及び弁護人は、国民法官、予備国民法官の理解を深め、実質的な関与を充実させつつ、時間的及び精神的負担が過重なものとならないよう、次の各号の事項を行わなければならない。

- 一 公判前整理手続において、争点を綿密に整理すること。
- 二 公判期日の訴訟手続において、証拠調べ及び弁論を集中的、迅速的に行うこと。
- 三 国民法官、予備国民法官の請求があるときは、その疑義を解明するに足る説明をすること。終局評議において、国民法官、予備国民法官に意見を完全に陳述させること。

第46条（審判長の訴訟指揮）

審判長は、訴訟を指揮するに当たっては、法廷における口頭または書面の陳述が国民法官、予備国民法官に予断または偏見を生ぜしめる事項とならないよう注意し、いかなる場合においても、必要な説明または解明をしなければならない。

第三節 整理手続

第47条（整理手続、整理手続の内容等）

- 1 法院は、第一回公判期日前に、整理手続を行わなければならない。
- 2 整理手続においては、次の各号の事項を行うことができる。
 - 一 公訴の効力の及ぶ範囲及び検察官が引用した適用条文を変更すべきかどうかを判断すること。
 - 二 被告人及び弁護人に対し、検察官による公訴事実について有罪の答弁をするかどうかを尋問すること。
 - 三 事件の争点の整理。
 - 四 証拠調べの請求を曉諭すること。
 - 五 証拠開示に関する事項。
 - 六 証拠能力及び証拠調べの必要性の有無に関する事項。
 - 七 職権により取り調べた証拠について、当事者、弁護人または補佐人に意見を陳述する機会を与えること。
 - 八 鑑定または検査を命ずること。
 - 九 証拠調べの範囲、順序及び方法を確認すること。

中華民国（台湾）「国民法官法」

十 選任手続に関わる事項。

十一 その他審判に関わる事項。

3 法院は、前項の整理の結果に基づき、審理計画書を作成しなければならない。審理計画書の書式及び記載すべき事項は、司法院の定めるところによる。

4 整理手続は、合議体の構成員の1人を受命法官に任じ、これをさせることができる。整理手続を行う受命法官は、法院または審判長と同一の権限を有する。ただし、第51条第1項、第60条第1項、第62条第1項、第2項、刑事訴訟法第121条⁽¹⁶⁾の決定は、適用しない。

第48条（整理手続期日等の通知）

1 法院は、整理手続期日を定め、被告人を召喚し、検察官、弁護人及び補佐人の出頭を通知しなければならない。

2 法院は、必要と認めるときは、訴訟関係人に対し、整理手続期日に出頭することを召喚し、または通知することができる。

3 検察官、弁護人が出頭しないときは、整理手続を行うことができない。

4 第一回整理手続期日の呼出状または通知書は、遅くとも14日前に送達しなければならない。

第49条（当事者等に対する尋問）

法院は、第47条第2項各号の事項を行うに当たっては、当事者、弁護人、補佐人及び訴訟関係人に必要な尋問を行うことができる。

第50条（開廷の要件等）

1 整理手続は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開法廷で行わなければならない。

一 法律に別段の規定がある場合。

二 国の安全、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあり、決定により公開しない場合。

三 訴訟手続の順調な進行を期するため、当事者、弁護人及び補佐人の意見

を聴いた上で、決定により公開しない場合。

- 2 前項の決定に対しては、抗告をすることはできない。
- 3 国民法官及び予備国民法官は、整理手続期日に出頭することを要しない。

第51条（整理手続における検察官と弁護人の相互連絡）

1 検察官、弁護人は、整理手続を行うために必要とする場合、次の事項を確認するため、相互に連絡すべきである。

一 検察官が起訴状に記載した犯罪事実、適用すべき罰条及び被告人の陳述または答弁。

二 本案の争点。

三 検察官、弁護人の双方が請求を予定している証拠調べの項目、証明予定事実及びその範囲、順序及び方法。

四、検察官、弁護人の双方の証拠調べの請求に対する意見。

2 弁護人は、第一回の整理手続期日前に、あらかじめ、被告人と事実関係を確認し、争点を整理しなければならない。

3 法院は、適当であると認めるときは、整理手続期日前に、検察官、弁護人に連絡し、訴訟手続を進行するために必要な事項を協議することができる。

第52条（検察官の証明予定事実記載書面等の送付）

1 検察官は、整理手続を行うために必要とする場合、次の各号の事項を整理手続書に記載し、法院に提出し、謄本を被告人または弁護人に送達しなければならない。

一 取調べを請求した証拠と証明予定事実の関連性。

二 召喚を請求した証人、鑑定人、通訳人の氏名、性別、住居及び尋問に要すると見込まれる時間。

2 前項の事項を補充し、または更正するには、あらためて法院に整理手続書を提出し、または法廷において、口頭でこれをしなければならない。

3 前2項の書状及び陳述には、公訴犯罪事実に関係のない事実、証拠及び法院に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある内容を含んではならない。

4 検察官は、第1項、第2項の規定により、証拠調べを請求するには、慎重に証拠を選ばなければならない。

5 法院は、検察官、弁護人の意見を聴いた上で、第1項、第2項書状または陳述の提出期限を定めることができる。

第53条（一件記録及び証拠物の開示）

1 検察官は、公訴した後直ちに、弁護人または被告人に本案の一件記録及び証拠物を開示しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、検察官は、開示を拒み、または条件を付すことができる。この場合において、同時に、書面でその理由を告知しなければならない。

- 一 一件記録及び証拠物の内容が起訴された事実と関係のないとき。
- 二 別件の捜査を妨げるとき。
- 三 当事者または第三者のプライバシーまたは業務上の秘密に関わるとき。
- 四 他人の生命、身体に危害が加えられるおそれがあるとき。

2 前項の開示とは、弁護人に、一件記録及び証拠物の閲覧、抄録、複製または録画をさせることをいい、また、被告人が費用を予納し、検察官に対し、一件記録及び証拠物の写しの交付を請求することをいい、さらに検察官の許可を得て、一件記録及び証拠物の安全確保を前提に、原本を閲覧する機会をいう。費用の基準及び方法は、行政院の定めるところによる。

3 検察官は、弁護人または被告人の請求を受けた後5日以内に、開示しなければならない。5日以内に、開示を終えられないときは、弁護人または被告人と適切な期間を延長することを合意することができる。

第54条（弁護人側の主張の明示・証拠請求等）

1 弁護人は、検察官が前条の規定により、証拠を開示した後、次の各号の事項を整理手続書に記載し、法院に提出し、謄本を検察官に送達しなければならない。

一 被告人が検察官による公訴事実について有罪の陳述をするかどうか、犯罪を否認する場合、その答弁及び公訴事実につき争いの有無についての陳述。

二 検察官が取調べを請求した証拠の証拠能力及び取調べの必要性の有無についての意見。

三 取調べを請求した証拠と証明予定事実の関連性。

四 召喚を請求した証人、鑑定人、通訳人の氏名、性別、住居及び尋問するに要すると見込まれる時間。

五 検察官が引用した適用条文についての意見。

2 前項の事項を補充し、または更正するには、あらためて法院に整理手続書を提出し、または法廷において、口頭でこれをしなければならない。

3 第52条第3項ないし第5項の規定は、前2項について準用する。

4 被告人も、第1項各号の事項の書状または陳述を提出することができる。この場合において、第52条第3項、第4項の規定を準用する。

第55条（請求証拠の開示）

1 弁護人または被告人は、前条第1項、第2項、第4項の規定により、法院に証拠調べを請求する場合においては、直ちに、検察官に次の項目を開示しなければならない。

一 取調べを請求した証拠。

二 召喚を請求した証人、鑑定人、通訳人が公判期日前の陳述記録、記録が存在しないとき、公判期日において、陳述する見込まれる内容の要旨を記載した書面。

2 第53条第3項の規定は、前項について準用する。

第56条（弁護人側請求証拠に対する意見）

1 検察官は、弁護人が前条の規定により証拠を開示した後、弁護人または被告人に取調べを請求した証拠の証拠能力及び取調べの必要性の有無の意見を表明しなければならない。

2 前項の事項を補充し、または更正するには、あらためて法院に提出しなければならない。

3 第52条第5項の規定は、前2項について準用する。

第57条（開示命令請求、提示命令等）

1 検察官、弁護人は、相手方が第53条、第55条の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、法院に証拠の開示を命ずる決定を請求することができる。

2 前項の決定に対しては、法院は、開示の時期、方法を指定し、または条件を付することができる。

3 法院は、第1項の決定をするには、あらかじめ、相手方の意見を聴かなければならない。必要と認めるときは、検察官に対し、法院に証拠一覧表の提示を命じ、または当事者、弁護人に対し、法院に当該証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、法院は、何人にも、これを閲覧、抄録、複製または録画をさせることができない。

4 第1項の決定に関しては、抗告をすることができる。法院が証拠の開示を命じた場合、抗告中、執行は停止される。

5 抗告法院は、即時決定をしなければならない。抗告法院は、抗告理由があると認めるときは、自ら決定をしなければならない。

第58条（開示命令①）

検察官または弁護人が前条第1項の開示命令を履行しない場合、法院は、決定をもってその証拠調べの請求を却下し、または、検察官、弁護人に対し、所持し、または保管するすべての証拠を直ちに開示することを命ずることができる。

第59条（開示命令②）

法院は、前条の決定をするには、あらかじめ、義務違反の態様、理由及びその義務違反によって生じた不利益等の事情を斟酌し、慎重にこれをしなければならない。

第60条（開示証拠の目的外使用の禁止）

1 第53条の一件記録及び証拠物の内容を所持する者は、その内容を不正な目的で、使用してはならない。

2 前項に違反したときは、1年以下の有期徒刑、拘留または15万新台幣ドル以下の罰金に処する。

第61条（告訴代理人等の一件記録及び証拠物の閲覧、抄録等の請求）

1 告訴代理人または訴訟参加人の代理人が弁護士である場合は、公訴した後、検察官に対し、一件記録及び証拠物を閲覧し、抄録、複製または録画することを請求することができる。

2 代理人がないまたは代理人が弁護士でない訴訟参加人は、公訴した後、費用を予納し、検察官に対し、一件記録及び証拠物の写しの交付を請求することができる。

3 第1項及び第2項の一件記録及び証拠物の内容が被告人の起訴事実と関係のないとき、別件の捜査を妨げるに足りるとき、当事者または第三者のプライバシーまたは業務上の秘密に関わるとき、他人の生命、身体に危害が加えられるおそれがあるときは、検察官は、条件を付すことができる。この場合においては、同時に、書面でその理由を告知しなければならない。

4 検察官が前項により付す条件に対しては、不服があるときは、告訴代理人、訴訟参加人またはその代理人は、法院に対し、これを取り消し、または変更を請求することができる。ただし、代理人の請求は、告訴人または訴訟参加人の明示の意思に反してはならない。

5 法院の前項の請求により行われた決定に対しては、抗告をすることはできない。

第62条（証拠決定等）

1 法院は、整理手続が終結するまで、請求または職権により取り調べた証拠の証拠能力の有無を決定しなければならない。ただし、証拠能力の有無については、公判期日において、取調べをする必要と認めるときは、この限りでない。

2 当事者または弁護士が取調べを請求した証拠について、法院は、必要がないと認めるときは、整理手続が終結するまで、決定でこれを却下しなければならない。

3 次に掲げる場合は、必要がないと認めなければならない。

- 一 取調べをすることができないとき。
- 二 証明予定事実と重要な関連性がないとき。
- 三 証明予定事実は明白であり、さらに取調べをする必要がないとき。
- 四 同一の証拠に対して、さらに請求をするとき。

4 法院は、第1項、第2項の決定をするには、あらかじめ、必要な取調べをすることができる。ただし、必要でないときは、取調べを請求した証拠の提出を命じてはならない。

5 法院は、第1項、第2項の規定による決定をした後、その決定の基礎となった事実に変更があることによって異なる決定をしなければならない場合、直ちにあらためて決定をしなければならない。取調べを請求した証拠について、その後、必要がなくなると認めるときも、同様である。

6 公判期日において、請求または職権によりはじめて取り調べた証拠については、法院は、当該証拠の取調べ開始前に、その証拠能力の有無を決定しなければならない。取調べを請求した証拠について、必要がないと認めるときも、同様である。

7 証拠が法院の決定により、証拠能力がないまたは必要がないと認められた場合、公判期日において、これを主張し、または取り調べることができない。

8 第1項、第2項、第5項及び第6項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第63条（整理手続の終結）

1 法院は、第47条第2項各号の事項を行った後、当事者及び弁護人と整理の結果及び審理計画内容を確認し、整理手続の終結を宣示しなければならない。

2 法院は、必要と認めるときは、終結した整理手続を再開する旨の決定をすることができる。

第64条（整理手続後の新たな証拠調べ請求の制限）

1 当事者、弁護人は、整理手続が終結した後、新たな証拠調べを請求するこ

とはできない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 当事者、弁護人とも同意し、かつ法院が適切であると認めるとき。
 - 二 整理手続が終結した後、はじめて取得した証拠またはその存在を知ったとき。
 - 三 訴訟手続の進行に大きな支障が生じないとき。
 - 四 審判中の証人の供述の内容を争うため、かつ必要があるとき。
 - 五 過失によらず、整理手続が終結するまで、請求することができなかったとき。
 - 六 提出が許されなければ公平性が失われるとき。
- 2 前項ただし書各号の事由について、証拠調べを請求する者は、これを疎明しなければならない。
- 3 第1項の規定に違反したときは、法院は、これを却下しなければならない。

第四節 公判期日

第65条（第一回公判期日前の宣誓等）

- 1 国民法官、予備国民法官は、第一回公判期日前に、宣誓をしなければならない。
- 2 予備国民法官は、国民法官に代わるときは、あらためて宣誓をしなければならない。
- 3 前2項の宣誓の手続、宣誓の内容及び調書の作成等の事項の弁法は、法院の定めるところによる。

第66条（審判長の説明義務及び説明）

- 1 審判長は、前条第1項の手続を行った後、国民法官、予備国民法官に対し、次の事項について説明しなければならない。
 - 一 国民が審理に加わる手続。
 - 二 国民法官、予備国民法官の権限、義務、義務違反の処罰。
 - 三 刑事裁判の基本原則。
 - 四 被告人が起訴された罪名の構成要件及び法令解釈。

中華民国（台湾）「国民法官法」

五 公判期日の所要予定時間。

六 その他注意すべき事項。

2 公判期日の訴訟手続において、国民法官、予備国民法官は、前項に規定する事項につき疑義があるときは、審判長に対し、説明を請求することができる。

第67条（国民法官の欠員）

公判期日に国民法官の員数に不足が生じた場合は、審判を行うことができない。

第68条（連続開廷）

公判期日については、特段の事情がある場合を除き、連続開廷しなければならない。

第69条（証拠能力等の決定と説明）

1 証拠能力、証拠調べの必要性、訴訟手続の決定及び法令の解釈については、法官のみの合議体により行われる。決定をする前に、必要と認めるときは、検察官、弁護人、国民法官及び予備国民法官の意見を聴くことができる。

2 国民法官、予備国民法官は、前項の決定につき疑義があるときは、審判長に対し、説明を請求することができる。

第70条（証拠調べ前の説明義務）

1 検察官は、刑事訴訟法第288条第1項⁽¹⁷⁾の証拠調べの手続が行われる前に、国民法官法廷に対し、第47条第2項により整理した次の事項を説明しなければならない。

- 一 証明予定事実。
- 二 証拠調べの請求の範囲、順序及び方法。
- 三 取調べを請求した証拠と証明予定事実の関連性。

2 被告人、弁護人は、証明予定事実を主張し、または証拠調べを請求するときは、検察官が前項の説明を行った後、国民法官法廷に対し、これを説明しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

第71条（整理手続における争点整理の結果及び証拠調べの範囲、順序及び方法の説明）

審判長は、前条の手続が終了した後、整理手続における争点整理の結果及び証拠調べの範囲、順序及び方法を説明しなければならない。

第72条（証拠調べの範囲、順序及び方法の変更）

審判長は、当事者、弁護人の意見を聴いた上で、整理手続において策定した証拠調べの範囲、順序及び方法を変更することができる。

第73条（証人、鑑定人、通訳人の尋問及び尋問の順序）

1 当事者、弁護人が召喚を請求した証人、鑑定人、通訳人の尋問については、審判長が人定質問を行った後、当事者、弁護人が直接これを行う。国民法官、予備国民法官は、証人、鑑定人、通訳人の尋問が終わった後、審判長に告げて、証明予定事実の範囲内において、自ら尋問し、または審判長に対し、補充尋問を請求することができる。

2 国民法官、予備国民法官は、審判長が起訴された事実につき被告人を尋問した後、審判長に告げて、罪責及び刑の量定を判断するに必要な事項について、自ら尋問し、または審判長に対し、補充尋問を請求することができる。

3 国民法官、予備国民法官は、被害者またはその家族が意見を陳述した後、審判長に告げて、その陳述の意旨を解明する範囲内において、自ら尋問し、または審判長に対し、補充尋問を請求することができる。

4 審判長は、国民法官、予備国民法官が前3項により行われた尋問または質問が適当でないと認めるときは、これを制限し、または禁止することができる。

第74条（書証の取調べ）

1 当事者、弁護人が取調べを請求した調書及びその他証拠とすることができる文書については、申立人が、国民法官法廷、当事者の相手方、弁護人または補佐人に対し、これを朗読する。

2 前項の文書について、法院が職権により取り調べた場合は、審判長は、国

民法官法廷、当事者、弁護人または補佐人に対し、これを朗読しなければならない。

3 前2項について、当事者、弁護人とも同意し、かつ法院が適切であると認めるときは、その要旨を告げることで代わることができる。

4 第1項、第2項の文書が風俗、公安に関わり、または他人の名誉を毀損するおそれがあるときは、国民法官法廷、当事者、弁護人または補佐人にこれを閲覧させ、朗読してはならない。当事者または弁護人がその意味を理解することができないときは、申立人または審判長によりその要旨を告げなければならない。

第75条（書証以外の証拠物についての準用）

1 前条の規定は、文書以外の証拠物が文書と同一の効力を有する場合にこれを準用する。

2 録音、録画、電磁的記録またはその他これらに類する証拠物を証拠とすることができる場合については、申立人は、適当な設備を用い、音声、画像、記号または情報を示して、国民法官法廷、当事者の相手方、弁護人または補佐人にこれを確認させ、またはその要旨を告げなければならない。

3 前項の証拠物については、法院が職権により取り調べた場合は、審判長は、前項の方法により、国民法官法廷、当事者、弁護人または補佐人にこれを確認させ、またはその要旨を告げなければならない。

第76条（証拠物の取調べ）

1 当事者、弁護人が取調べを請求した証拠物については、申立人により国民法官法廷、当事者の相手方、弁護人または補佐人にこれを提示し、確認させる。

2 法院が職権により取り調べた証拠物については、審判長は、国民法官法廷、当事者、弁護人または補佐人にこれを提示し、確認させなければならない。

3 前2項の証拠物が文書であり、かつ当事者または弁護人がその意味を理解することができないときは、申立人または審判長によりその要旨を告げなければならない。

第77条（証拠調べ後の意見の提示）

- 1 当事者、弁護人または補佐人は、個別の証拠調べが終わった後、意見の提示を請求することができる。審判長は、適切であると認めるときも、当事者、弁護人または補佐人に意見の提示を求めることができる。
- 2 審判長は、証拠調べが終わった後、当事者、弁護人または補佐人に対し、証拠の証明力について意見の提示ができることを告知しなければならない。

第78条（証拠調べ後の証拠の提出）

第74条ないし第76条の規定により取り調べた証拠については、取り調べた後、直ちに法院に提出しなければならない。ただし、法院の許可を得たものについては、副本のみを提出することができる。

第79条（口頭弁論）

- 1 証拠調べが終わった後、次の順序により、事実及び法律についての弁論を命じなければならない。
 - 一 検察官。
 - 二 被告人。
 - 三 弁護人。
- 2 前項の弁論が終わった後、同一の順序により、刑の量定についての弁論を命じなければならない。刑の量定の弁論をする前に、出頭した告訴人、被害者、被害者の家族またはその他法律により意見を陳述することができる者に、刑の量定の範囲についての意見を陳述する機会を与えなければならない。
- 3 前2項により弁論が行われた後には、再び弁論をすることができ、審判長もまた弁論を再び行うことを命ずることができる。

第80条（公判手続の更新等）

- 1 審理に加わった国民法官に変更があるときは、第37条第1項に規定する場合を除き、公判手続を更新しなければならない。新たに加わった国民法官は、疑義があるときは、審判長に対し、説明を請求することができる。

2 前項の公判手続の更新において、審判長は、新たに加わった国民法官について、争点、取り調べた証拠の理解度と全体の国民法官及び予備国民法官の負担の程度が均衡を保てるよう考慮しなければならない。

第五節 終局評議及び判決

第81条（終局評議の時点）

終局評議については、特段の事情がある場合を除き、弁論が終結した後、即時にこれを行わなければならない。

第82条（終局評議の手続）

1 終局評議については、国民法官法廷法官と国民法官とともにこれを行い、事実の認定、法令の適用及び刑の量定の順序により評議を行う。

2 前項の評議については、法官と国民法官が全過程に関与し、審判長を主席とする。

3 評議において、審判長は、刑事裁判の基本原則、本案の事実及び法令の争点を懇切に説明し、各種証拠調べの結果を整理し、国民法官、法官に自主的な意見陳述と、十分な評議をする機会を与え、国民法官が独立して判断の職責を十分に果たすことができるように努めなければならない。

4 審判長は、必要と認めるときは、国民法官に対し、法官の合議体により決定された証拠能力、証拠調べの必要性の判断、訴訟手続の決定及び法令の解釈を説明しなければならない。

5 国民法官は、前項の説明に従って第1項に規定する職権を行わなければならない。

6 評議において、国民法官及び法官は、事実の認定、法令の適用及び刑の量定について、順に個別意見を陳述しなければならない。

7 国民法官は、評議事項に対する自身の意見が少数意見であったことを理由に、次の評議すべき事項についての意見陳述を拒否することはできない。

8 傍聴をする予備国民法官は、評議への関与、または意見の陳述はできない。

第83条（終局評議の評決）

- 1 有罪の評決は、国民法官及び法官の双方の意見を含む3分の2以上の同意による。この割合に達しない場合、無罪の判決または被告人に有利な認定を行わなければならない。
- 2 免訴、不受理または管轄違いの評決は、国民法官及び法官の双方の意見を含む過半数の同意による。
- 3 刑の量定の事項の評議については、国民法官及び法官の双方の意見を含む過半数の同意による。ただし、死刑を科するには、国民法官及び法官の双方の意見を含む3分の2以上の同意がなければ、これを行うことができない。
- 4 前項本文の評議について、国民法官及び法官の意見が分かれ、その説が各々、国民法官及び法官の双方の意見を含む過半数の意見にならないときは、国民法官及び法官の双方の意見を含む過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。

第84条（連日評議）

終局評議が即日を終結することができないときは、特段の事情がある場合を除き、翌日連続してこれをしなければならない。

第85条（終局評議の秘密）

- 1 国民法官及び法官は、終局評議において行われた個別意見の陳述、意見の多少の数、評議の結果については、その内容を厳守しなければならない。
- 2 事件の当事者、弁護士または補佐人は、判決が確定した後、評議の意見の閲覧を請求することができる。ただし、抄録、録画または複写をすることはできない。
- 3 前項の場合において、国民法官の個人資料保護法第2条第1号に規定する個人情報であり、秘密を保持すべきであるときは、閲覧に供することはできない。

第86条（判決の言渡し）

- 1 終局評議が終結した後、特段の事情がある場合を除き、直ちに判決を言い渡さなければならない。
- 2 判決の言渡しをするには、主文を朗読し、その意味を説明しなければならない。ただし、科刑の判決については、犯した罪及び主刑のみを言い渡すことができる。
- 3 判決の言渡しをするには、国民法官に出頭を通知しなければならない。ただし、国民法官が出頭しないときであっても、判決の言渡しをすることができる。
- 4 判決が言い渡された後、遅くとも言渡日から30日以内に、判決書の原本を書記官に交付しなければならない。

第87条（判決書に記載すべき事項）

国民法官法廷において言い渡される判決については、法官により作成し、署名し、かつ本件は国民法官全員の審理に加わったものである旨を記載しなければならない。

第88条（有罪の判決書に記載すべき事項）

有罪の判決書は、犯罪事実認定の理由について、証拠の名称及び重要な争点に対する判断理由のみを記載することができる。

第六節 上訴

第89条（控訴をすることができない理由）

国民法官が第12条第1項に規定する資格を有しない、または第13条、第14条に規定する事由があることを控訴の理由とすることはできない。

第90条（第二審の証拠調べの範囲）

- 1 当事者、弁護人は、第二審法院において、新たな証拠調べを請求することができない。ただし、次のいずれかに該当し、かつ取調べをする必要があると

認めるときは、この限りでない。

- 一 第64条第1項第1号、第4号または第6号に規定する事由があったとき。
 - 二 過失によらず、第一審において請求することができなかったとき。
 - 三 第一審の弁論終結後に存在し、または成立した事実、証拠があったとき。
- 2 証拠能力があり、かつ原審が適法に取り調べた証拠については、第二審法院は、直接その判断の根拠とすることができる。

第91条（上訴審法院の審査の権限の行使）

国民が審判に加わった事件が控訴された場合、上訴審法院は、国民参加審判制度の趣旨に従い、その審査の権限を適切に行使しなければならない。

第92条（控訴理由があり、または原判決が不当である等——原判決を破棄し、自ら判決をし、または差し戻す）

1 第二審法院は、控訴理由があり、または控訴理由がなくても、原判決が不当または違法である場合、原判決中の控訴された部分を破棄しなければならない。ただし、事実の認定については、原判決が経験則または論理則に反し、それが判決に影響を及ぼすことが明らかでなければ、第二審法院は、これを破棄することができない。

2 原判決が破棄された場合、第二審法院は、控訴された事件について、自ら判決をしなければならない。ただし、原判決が次のいずれかに該当し、破棄された場合、判決をもって原審法院に差し戻さなければならない。

- 一 不法に、管轄違い、免訴、不受理を言い渡したとき。
- 二 刑事訴訟法第379条第1号、第2号、第6号、第7号または第13号⁽¹⁸⁾に規定する事由があったとき。
- 三 請求を受けた事項について、判決をしなかったとき。
- 四 法令の適用に誤りがあり、その誤りが事実の認定に影響を及ぼすことによって、無罪判決が言い渡されたとき、または事実の認定に誤りがあり、その誤認が判決に影響を及ぼしたとき。

五 法院が国民参加審判制度の趣旨及び被告人の防御権の保障を斟酌し、適

当であると認めるとき。

第七節 再審

第93条（再審請求の事由）

判決が確定した後、判決に関与した国民法官が当該事件において職務上の罪を犯したことが証明され、かつ原判決に影響を及ぼすに足りるときも、再審の請求をすることができる。

第五章 罰則

第94条（国民法官等の収賄、受託収賄及び事前収賄等）

1 国民法官、予備国民法官がその職務の行為をしない、または相当の行為をすることに関し、賄賂またはその他の不正な利益を要求し、約束し、または收受したときは、3年以上10以下の有期懲役に処し、さらに200万新台湾ドル以下の罰金を併科することができる。

2 国民法官候補者が国民法官または予備国民法官になる前に、あらかじめ、国民法官または予備国民法官の職務の行為をしない、または相当の行為をすることに関し、賄賂またはその他の不正な利益を要求し、約束し、または收受し、その後、国民法官または予備国民法官となった後に履行したときも、同様である。

3 前2項の罪を犯し、犯罪後に自首し、取得があり、かつ自主的に取得したすべての財物を返還したときは、その刑を減輕し、または免除する。この場合において、他の正犯または共犯を調査し摘発したときは、その刑を免除する。

4 第1項、第2項の罪を犯し、捜査中に自首し、取得があり、かつ自主的に取得したすべての財物を返還したときは、その刑を減輕する。この場合において、他の正犯または共犯を調査し摘発したときは、その刑を減輕し、または免除する。

5 第1項、第2項の罪を犯し、情状が輕微であり、取得し、または取得した財物もしくは不正な利益が5万新台湾ドル以下のときは、その刑を減輕する。

第95条（国民法官等に対する贈賄罪等）

1 国民法官、予備国民法官に対し、その職務の行為をしない、または相当の行為をすることに関し、賄賂またはその他の不正な利益の申し出をし、約束し、または交付した者は、1年以上7年以下の有期徒刑に処し、さらに100万新台湾ドル以下の罰金を併科することができる。

2 前項の罪を犯し、自首したときは、その刑を免除する。捜査または審判中に自白したときは、その刑を減輕し、または免除する。

3 第1項の罪を犯し、情状が輕微であり、申し出、約束、または交付した財物もしくは不正な利益が5万新台湾ドル以下のときは、その刑を減輕する。

第96条（不真正職務妨害罪）

国民法官、予備国民法官にその職務の行為をさせないように、または相当の行為をさせるようにし、または国民法官、予備国民法官の職務の行為に報復する目的で、その本人またはその配偶者、8親等内の血縁、5親等内の姻族もしくは家長、家族に対し、犯罪を実行したときは、その刑の2分の1を加重する。

第97条（国民法官等による秘密漏示罪等）

1 国民法官、予備国民法官またはこれらの者であった者が、正当な理由なく評議の秘密を漏らしたときは、1年以下の有期徒刑、拘留または10万新台湾ドル以下の罰金に処する。

2 特段の規定がある場合を除き、国民法官、予備国民法官またはこれらの者であった者が、正当な理由なくその他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の有期徒刑、拘留または8万新台湾ドル以下の罰金に処する。

第98条（秘密漏示・詮索罪等）

特段の規定がある場合を除き、次のいずれかに該当するときは、6月以下の有期徒刑、拘留または8万新台湾ドル以下の罰金に処する。

一 正当な理由なく知り得た秘密を漏らしてはならないとする第19条第4項、第26条第5項または第40条第1項の規定に違反したとき。

中 華 民 国（台湾）「国民法官法」

二 審判に影響を及ぼす目的で、法律により保持すべき秘密事項を詮索してはならないとする第41条第2項の規定に違反したとき。

第99条（国民法官候補者の虚偽記載、出頭拒否、陳述拒否等に対する過料）

国民法官候補者について、次のいずれかに該当するときは、3万新台湾ドル以下の過料に処することができる。

一 真実でない事項を明らかに知った上で、それを国民法官候補者調査票に記載し、法院に提出したとき。

二 通知が合法にされたにもかかわらず、正当な理由なく国民法官の選任期日に出頭しないとき。

三 国民法官の選任期日において、虚偽の陳述をし、または正当な理由なく陳述を拒んだとき。

第100条（国民法官等の宣誓拒否に対する過料）

国民法官、予備国民法官が宣誓を拒んだときは、3万新台湾ドル以下の過料に処することができる。予備国民法官が国民法官に代わるときに、あらためて宣誓を拒んだときも、同様である。

第101条（国民法官等の出頭拒否、陳述拒否等に対する過料）

正当な理由なく、次のいずれかに該当するときは、3万新台湾ドル以下の過料に処することができる。

一 国民法官が公判期日または終局評議に出頭しないとき。

二 国民法官が終局評議において、陳述を拒み、またはその他の方法によりその職務の履行を拒んだとき。

三 予備国民法官が公判期日に出頭しないとき。

第102条（国民法官等による公判期日の訴訟手続の進行の妨害に対する過料）

国民法官、予備国民法官について、審判長の発した秩序維持の命令に違反することによって公判期日の訴訟手続の進行を妨げ、警告を受けてもなお従わない

ときは、3万新台幣ドル以下の過料に処することができる。

第103条（過料の決定及び抗告）

- 1 前4条の過料の処分は、国民法官法廷法官3人の合議体の決定による。
- 2 前項の決定に対しては、抗告をすることができる。

第六章 国民参加審判制度の有効性評価

第104条（有効性評価の期間）

国民参加審判制度の有効性評価期間は、中華民国112（2023）年1月1日から6年とする。必要があるときは、司法院は、これを延長し、または短縮することができる。

第105条（有効性評価委員会の設置及び役割）

- 1 本法が施行された後、司法院は、直ちに国民参加審判制度についての有効性評価委員会（以下、「有効性評価委員会」と称する）を設け、必要な調査、研究を行い、毎年、前年度の制度実施の有効性につき有効性評価の報告を提出しなければならない。
- 2 有効性評価委員会は、有効性評価期間終了後1年以内に、国民参加審判制度の実施状況についての全体評価及び今後の法改正、支援措置に関わる提案を含んだ総括報告を提出しなければならない。

第106条（有効性評価委員会の組織——委員）

- 1 有効性評価委員会には、委員15人を置き、司法院院長を主席委員兼とし、司法院代表2人、法務部代表1人並びに法官、検察官、弁護士代表2人ずつ、専門家及び公正中立な者5人により構成する。委員の性別の割合は、3分の1を下回ってはならない。
- 2 前項の専門家及び公正中立な者には、法律及び法律以外を専門とする専門家3人及びその他の経歴を有する公正中立な者2人を含まなければならない。
- 3 有効性評価委員会委員には、給与を支給しないものとし、司法院院長を除

中華民国（台湾）「国民法官法」

き、本法の施行日より前に次の方法により選出する。

一 司法院代表は司法院院長により所属する人員の中からこれの兼任を指名し、その職務により進退する。

二 法務部代表は法務部部長により所属する人員の中からこれの兼任を指名し、その職務により進退する。

三 法官、検察官、弁護士代表は、それぞれ、司法院、法務部、全国弁護士連合会により個別に推薦する。

四 学識経験者及び公正中立な者の代表は、司法院院長、司法院並びに法務部代表及び前号の法官、検察官、弁護士代表により共同で推薦する。

4 委員に欠員が生じた場合は、司法院院長、司法院代表、法務部代表及び法官、検察官、弁護士代表により、元の選出方法によりこれを補充し、学識経験者及び公正中立な者の代表に欠員が生じた場合、現職委員による共同推薦により、これを補充する。

第107条（有効性評価委員会の組織——執行秘書、補佐）

- 1 有効性評価委員会には、執行秘書⁽¹⁹⁾1人、補佐2人ないし5人を置き、執行秘書は、司法院による指定、または雇用とし、補佐は、司法院により雇用する。
- 2 執行秘書は、主席の指示に従い、情報の収集、会議の準備及びその他の庶務を行う。
- 3 執行秘書並びに補佐の雇用、業務、管理及び考課の弁法は、司法院の定めるところによる。

第108条（有効性評価委員会の組織——研究員）

- 1 有効性評価を行うため、司法院は、適当な者を研究員として雇用することができる。ただし、6人を超えてはならない。
- 2 研究員は、有効性評価委員会の指示に従い、国民参加審判制度の有効性評価に関わる研究を行う。
- 3 研究員の雇用、業務及び考課の弁法は、司法院の定めるところによる。

第109条（有効性評価委員会の予算）

司法院は、予算を編成し、有効性評価委員会の運用に必要な費用を支出しなければならない。

第110条（有効性評価委員会の組織規程）

有効性評価委員会の組織規程は、司法院の定めるところによる。

第七章 附則

第111条（施行規則の制定）

本法の施行規則は、司法院が行政院と協議して定めるところによる。

第112条（経過措置）

施行前に既に各級法院に係属し、本法の適用に属する事件は、施行前の法定手続により終結しなければならない。

第113条（施行期日）

本法は、公布の日から施行する第17条ないし第20条及び第33条、中華民國115（2026）年1月1日から施行する第5条第1項第1号を除き、中華民國112（2023）年1月1日から施行する。

- （1） 「法官」は、「裁判官」を意味する。
- （2） 行政院（中華民國の最高行政機関）の説明によれば、これは司法改革国是会議において採択された「司法制度への国民参加の推進」決議案に対応するものであるとされる。行政院「行政院會通過『國民參與刑事審判法』草案」<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/7c2f1a7e-015e-407f-a2c2-1e446726d26a>（最終閲覧日：2023年5月11日）。司法改革国是会議は、政府の司法改革方針の作成に協力する任務型（職務完了後に解散）の諮詢会議である。總統府『總統府司法改革國是會議成果報告』（總統府、2017年）4頁。
- （3） そのうち、主刑が10年以上の有期懲役に当たる罪に係る事件の適用は、2026（民国115）年1月1日より施行される。
- （4） 「法院」は日本の「裁判所」に当たる。

- (5) 国民が加わった事件の審理には、特段の規定がある場合を除き、法院組織法、刑事訴訟法及びその他の法律が準用される（同法第4条）。
- (6) インターネット資料として、弁護士法人黒田法律事務所黒田特許事務所「第238回「国民裁判員」制度を導入へ」<https://www.kuroda-law.gr.jp/column/tw-law/7632/>（最終閲覧日：2023年5月11日）、「国民裁判員法成立、国民裁判員の資格は満23歳で在学学生は拒否可能」（Taiwan Today、2020年7月23日）<https://jp.taiwantoday.tw/news.php?unit=148,149,150,151,152&post=181829>（最終閲覧日：2023年5月11日）、洪士軒「台湾国民裁判官法の概要」（刑事弁護 OASIS、2021年9月8日）<https://www.keiben-oasis.com/12630>（最終閲覧日：2023年5月11日）、西愛礼「台湾における国民裁判員制度の導入」（しんゆう法律事務所、2022年10月19日）<http://shin-yu-lawoffice.blog/> 台湾における国民裁判員制度の導入／（最終閲覧日：2023年5月11日）が挙げられる。
- (7) 「延長」は、「刑事法廷の長」を意味する。
- (8) 「審判長」は日本の「裁判長」に当たる。
- (9) 刑事訴訟法第265条第1項は、「第一審弁論が終結するまで、本案に牽連する犯罪または本罪の虚偽告訴罪について、追加起訴をすることができる」とし、同条第2項は、「追加起訴は、公判期日において、口頭でこれを行うことができる」としている。
- (10) 「専門法廷」は、労働専門事件、選挙罷免専門事件、医療専門事件、工事専門事件、家事専門事件、消費者債務整理専門事件、金融専門事件、知的財産専門事件、性犯罪事件、少年専門事件、軍事専門事件、先住民族（台湾原住民族）専門事件、刑事強制処分事件、移行期正義促進事件等特殊専門類型の事件を審理する法廷である（各級法院法官弁理案件年度司法事務分配弁法第2条第1項第4号）。「弁法」は日本の「規則」に当たる。
- (11) 中華民国の最高司法機関である。
- (12) 中華民国の法務行政の主管機関であり、日本の「法務省」に当たる。
- (13) 「檢察署」は日本の「檢察庁」に当たる。
- (14) 個人資料保護法第2条第1号は、「個人情報：自然人の氏名、生年月日、中華民國国民身分證統一番号、旅券番号、特徴、指紋、婚姻、家庭、教育、職業、病歴、医療、遺伝子、性生活、健康診断、犯罪の経歴、連絡の方法、財務情況、社会活動及びその他の直接または間接的な方法により当該個人を識別することができる情報」としている。
- (15) 刑事訴訟法第161条第2項は、「法院は、第一回公判期日前に、檢察官が示した証明の方法により、被告人の犯罪が成立する可能性があると認めるに足らないときは、決定をもって、檢察官に対して、期間を定めて補正を通知しなければなら

ない。期間を超えて補正をしないときは、決定で公訴を棄却することができる」とし、同条第3項は、「公訴棄却の決定が確定したときは、第260条各号に規定する事由（証拠または事実をあらたに発見したとき、第420条第1項第1号〔確定判決によって原判決の証拠が偽造、変造であることが証明された場合〕、第2号〔確定判決によって原判決の依拠となった判決が変更された場合〕、第4号〔確定判決によって原判決の証拠が偽造、変造または虚偽であることが証明された場合〕または第5号〔確定判決によって関与した裁判官等に職務犯罪のあったことが証明された場合〕に規定する再審の事由があるとき）のいずれかがある場合に限り、同一事件についてさらに公訴を提起することができる」とし、同条第4項は、「前項の規定に違反し、さらに公訴を提起したときは、不受理の判決を言い渡さなければならない」としている。

- (16) 刑事訴訟法第121条第1項には、勾留の取消し等各処分に関わる決定及び決定を下す機関等が定められている。
- (17) 刑事訴訟法第288条第1項は、「証拠調べについては、第287条の手続が行われた後、行わなければならない」とし、同法第287条は、「検察官が公訴要旨を陳述した後、審判長は、被告人に対して、第95条に規定する事項（黙秘権、弁護権等の権利告知）を告知しなければならない」としている。
- (18) 刑事訴訟法第379条は、「次のいずれに該当するときは、その判決は、当然法令違反とする」とし、同条第1号は、「法院の組織が適法でないとき」とし、同条第2号は、「法律または裁判によって回避すべき法官が裁判に関与したとき」とし、同条第6号は、「特別の規定がある場合を除き、被告人が公判期日に出頭しないにもかかわらず、直ちに審判を行ったとき」とし、同条第7号は、「本法によって弁護人を用いるべき事件または既に弁護人を指定した事件について弁護人が出頭しないにもかかわらず、審判を行ったとき」とし、同条第13号は、「審理に関与しない法官が判決に関与したとき」としている。
- (19) 中国語では、「助理」と呼ばれる。